

## 背景

- ・東京国際空港において航空機に燃料を供給する、三愛石油(株)がタンクを増設 ⇒ 2019年末に貯蔵・取扱量 9.7万 ⇒ 12.8万キロリットル
- ・10万キロリットルを超えることから、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」）に基づく対応が必要

## 石災法に基づくこれまでの経緯

### ◆ 石油コンビナート等特別防災区域の指定（国が政令で指定）

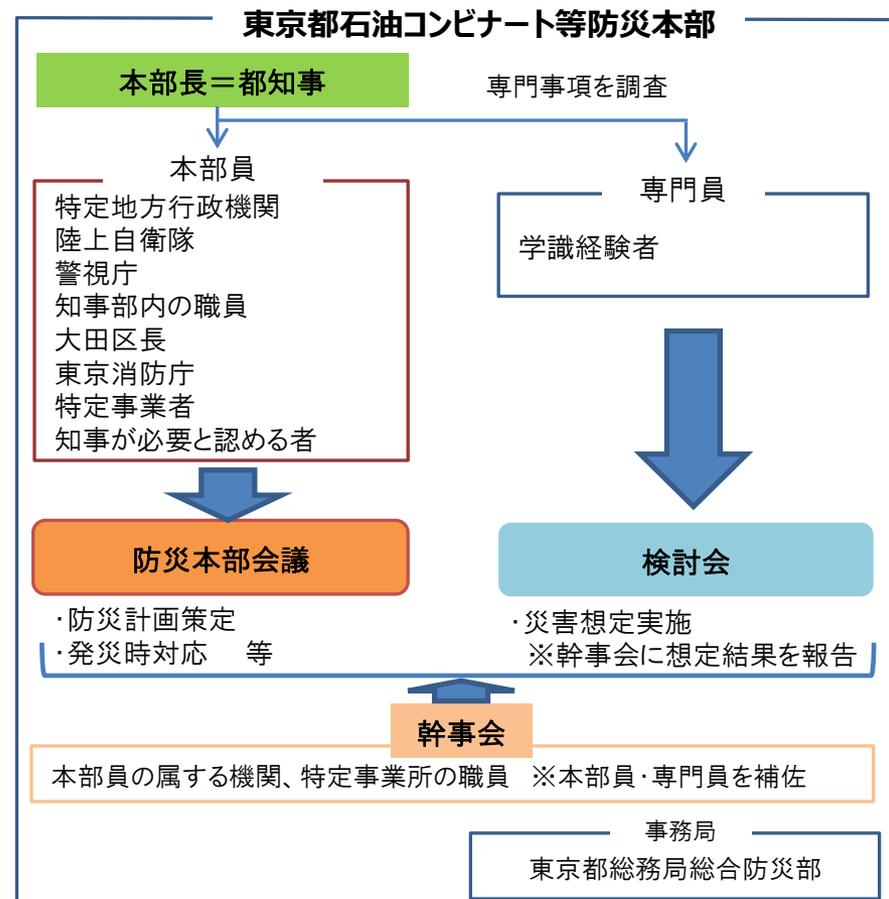
災害の発生・拡大を防止するため、一体的な防災体制を構築すべき区域を指定



石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年8月31日政令第248号）

### ◆ 石油コンビナート等防災本部の設置、本部会議の開催

- ・平成30年10月15日  
東京都石油コンビナート等防災本部条例（条例第92号）公布  
→ 本部長を都知事とする東京都石油コンビナート等防災本部設置
- ・平成30年11月12日  
第1回東京都石油コンビナート等防災本部会議を開催  
→ 災害想定について、専門員で構成される検討会で検討を進める旨及び防災計画の策定を進める旨確認



### 石油コンビナート等現地防災本部

災害の発生・発生のおそれがあり、緊急・統一的な防災活動の実施が必要な場合に設置  
※本部員のうちから本部長が指名